

徳島県規則第三十三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則（平成二十八年徳島県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「県庁総合サービスネットワーク運営規程（平成十二年徳島県訓令第十号）第二条第四号に規定する端末装置」を「知事が別に定める電子計算機」に改め、同条第二号中「第二条第一号」を「第二条第五号」に、「万代庁舎」を「県庁舎等」に、「企画総務部人事課、総務事務管理課及び情報政策課の用に供する」を「知事が別に定める」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。